

**(8) 医療保険の円滑な利用の確保****【施策番号19】**

厚生労働省において、犯罪被害者であることをもって保険診療を拒むことは法律上認められていないため、平成23年度及び平成25年度に改めて、その旨の保険医療機関への周知

を徹底した。仮に保険診療の実施を拒まれる事例があれば、地方厚生局から当該医療機関に対して適切な指導を行うことにより、犯罪被害者等の医療保険利用の利便性を確保することとしている（P29【相談先整理番号51】参照）。

**3 居住の安定（基本法第16条関係）****(1) 公営住宅への優先入居等****【施策番号20】**

ア 国土交通省において、平成16年から17年にかけて、配偶者からの暴力被害者、犯罪被害者等を対象とした公営住宅への優先入居や目的外使用などについて地方公共団体に対して配慮を依頼する通知を発出した（P25【相談先整理番号41】参照）。

さらに、平成23年度には、公営住宅への優先入居等の手続の簡素化に関する通知を発出した。

**【施策番号21】**

イ 独立行政法人都市再生機構の機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置については、公営住宅における受入状況や地方公共団体等からの要請の有無から、現時点では措置の導入には至っていないが、今後も公営住宅における犯罪被害者等の受入状況などを注視していくこととする。なお、住宅に困窮する犯罪被害者等の住宅を確保するため、公営住宅の管理主体から機構賃貸住宅の借上げなどの要請があった場合には、柔軟に対応することとしている。

**【施策番号22】**

ウ また、国土交通省において、警察等の関係機関との連携を図り、犯罪被害者等の支援のために適切な対応を図ることとしている。なお、法務省作成の犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」により、犯罪被害者等に対しても、公営住宅への優先入居などの施策の周知が図られている。

**(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保****【施策番号23】**

ア 厚生労働省において、児童相談所・婦人相談所の一時保護所や、婦人相談所が一時保護委託先として契約した婦人保護施設や民間シェルターなどにおいて一時保護を実施しており、犯罪被害者等の個々の状況に応じて保護期間を延長するなど柔軟に対応するとともに、加害者等の追求から逃れるため、都道府県域を超えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応を行うなど適切な運用に努めている。

厚生労働省において、婦人相談所による一時保護について、福祉行政報告例等でデータを把握しており、平成20年度からは、婦人相談所が婦人保護施設や民間シェルターなどに一時保護委託をする際の委託費を引き上げた。

平成21年度からは、婦人相談所が婦人保護施設や民間シェルターなどに一時保護委託をする場合に、同伴児童のうち特に乳幼児に対するケアを充実するため、新たに乳幼児用の単価を設定している。また、従来から保護を要する女性については婦人相談所において一時保護（委託を含む。）を実施しており、配偶者からの暴力や人身取引被害者等を含めた一時保護件数は、24年度で11,565件（要保護女性本人6,189件、同伴家族5,376件）となっている（P12【相談先整理番号12】参照）。

**【施策番号24】**

イ 児童相談所において、必要があると認めるときは、子どもの一時保護（委託を含